

# 専門家・専門医による指導事業【メディア】実施要項

島根県教育庁保健体育課

## 1 趣 旨

スマホやゲームをはじめとするインターネット等の利用時間が増加傾向にあり、子どもが自分自身でコントロールできない状況が見られたり、不十分な睡眠時間による健康被害等が問題となったりしているため、ネット依存を予防するための啓発事業として実施する。

各学校、幼稚園等の要望に応じ、子どものインターネット等の利用時間増加による発育、発達の影響について科学的な根拠等をもとに伝え、具体的な行動に結びつく予防策や対応策を提示することのできる専門家・専門医を派遣し、幼児・児童生徒の健康課題の早期対応および解決を図る。

## 2 事業の概要

実施期間：令和8年5月25日から令和9年2月26日までとし、各学校等の要望に応じて随時実施する。

大学教授、医師、メディアに関する専門家等による講演会及び研修会を実施する。原則として県内在住の講師を派遣する。

○派遣は1回につき2時間以内とする。

○回数は、1校・1園につき1回とする。

但し、義務教育学校については、前期課程1回、後期課程1回とする。

○派遣の決定は、保健体育課より直接通知する。

## 3 対 象

○県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒

○幼稚園等(幼稚園、認定こども園、保育園)における幼児または保護者

○教職員研修等

○その他、PTA研修、学校保健委員会等、本事業の趣旨に合う学校・幼稚園等の取組

## 4 申 込

令和8年5月15日(金)までに、実施計画書(様式1)に必要事項を記入し、保健体育課に直接申し込む。

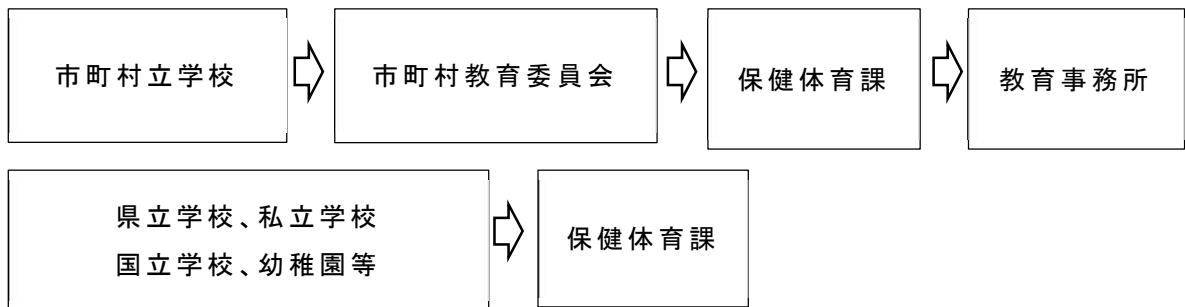
## 5 報 告

実施終了後、速やか（2週間以内）に実施報告書（様式2）を提出する。

○市町村立学校は市町村教育委員会へ提出する。県立学校等は保健体育課へ直接提出する。

○市町村教育委員会は保健体育課へ提出する。

○保健体育課は該当事務所へ送る。



## 6 経 費

（1）報償費（県 令和8年度予算単価表による）

県の規定に基づき、2時間までの報償費を保健体育課が負担する。ただし、2時間を超える場合は、受益者が超過分を負担する。

区 分	単 価
大 学 教 授 ・ 准 教 授 級	6,400 円/時間
特殊・専門的知見を有する者 (他の職に就いている場合)	5,200 円/時間
上 記 以 外	3,000 円/時間

（2）旅費

県の規定に基づき、保健体育課が全額負担する。ただし、県内在住の講師について支払うことを原則とする。

## 7 その他

事前に講師から講義に臨む資料となるアンケートを実施する場合がある。